

令和6年12月2日

対馬市議会議長 初 村 久 藏 様

産業建設常任委員会

委員長 坂 本 充 弘

委員会調査報告書

会議規則第106条の規定により、委員派遣を要求し承認されていました  
本委員会の調査について、その概要を同規則第110条の規定により報告し  
ます。

「調査概要」

1. 期 日 令和6年11月7日（木）～9日（土）
2. 場 所 有限会社ひらやま（熊本県八代市）  
対馬市福岡事務所（福岡県福岡市）  
北九州市役所（福岡県北九州市）
3. 調査事項 有限会社ひらやま：陸上養殖事業について  
対馬市福岡事務所：対馬市福岡事務所及びよりあい処  
つしまの実績と今後の課題について  
北九州市役所：宿泊税について
4. 出席者 坂本委員長、糸瀬副委員長、船越委員、脇本委員、  
小島委員、小田委員
5. 説明者 有限会社ひらやま 吉田氏、宮田氏  
対馬市福岡事務所 阿比留所長  
北九州市財政・変革局 税務部 税制課 喜多川課長

## 「調査内容」

**【調査先 1】**有限会社ひらやま 11月7日（木）午後3時～午後4時  
有限会社ひらやまは、熊本県八代市において平成9年に資本金400万円で設立されています。

事業内容としては、サーモンの陸上養殖事業を先進的に取り入れられ、他に土木事業、農業機械事業、パッケージ事業等を行っています。

陸上養殖場は、八代市の干拓地の耕作放棄地に設置されていました。養殖のための水槽は40基設置されており、1基につき400～500匹のサーモンが養殖されていました。

養殖の期間は10か月で、出荷先は外資系ホテル等です。

サーモンは以前、ノルウェーやチリ等から輸入されていましたが、ロシアのウクライナ侵攻の影響があり、国産のサーモンの需要が増加しており、有限会社ひらやまにおいても出荷が追いついていない状況とのことでした。

養殖槽の設置については1基につき450万円。管理については1人につき、15基管理しており、エサ代と電気代を引いて純利益率は46%程で、1基につき1か月の電気代は1万円程、エサ代を含めても月3万円程で足りることでした。

養殖のための水は井戸水を使用しており、地下36メートルから引かれています。干拓地なので少量の塩分を含んでおり、養殖のためには都合が良いそうでした。サーモンは海に出て、最後は川に戻る魚なので淡水でも海水でも養殖できます。また、養殖場の敷地内にはサーモンのふん尿によりハウス内で野菜も栽培されていました。また、キクラゲの養殖場もありました。

サーモンの養殖はエサ、泳がせる速度、水温等長年のデータの蓄積があり、最適な管理法によりおいしいサーモンが養殖できているとのことでした。

委員からは対馬の事業者がサーモンの養殖ができるかとの質問があり、有限会社ひらやまの事業に参入すれば養殖のための様々なノウハウを提供し、細やかなサポートをしていただけたとのことでした。

**【調査先 2】**対馬市福岡事務所 11月8日（金）午前10時～午後0時  
対馬市福岡事務所及びよりあい処つしまの実績と今後の課題について調

査を行いました。

対馬市福岡事務所は、平成21年4月より、北部九州圏域における対馬の観光物産のPR、情報収集を目的に博多駅前に開設され、令和2年4月1日より築港本町の現在地へ移転しております。また、よりあい処つしまは、平成25年11月22日より博多駅前において、対馬ならではの情報・文化・食・物・雰囲気等を発信し、ファン拡大と特産品や食材の需要拡大を目的に開設され、令和2年4月21日より現在地の1階に物産店、6月1日より2階に飲食店を開業し、現在に至っております。

活動状況としましては、TV、ラジオ、情報誌などメディアを活用した情報発信により、よりあい処つしまの紹介や特産品の紹介、なご祭り、2階飲食部のランチ紹介、対馬の観光PRなどを行っております。また、イベント等にも参画し、対馬の観光PRと物産店を開催しております。

今後の取組としては、現在実施しているイベント出展、特産品販売出展は継続し、新たなイベントや特産品販売の機会を模索し、積極的に取り入れることで、よりあい処つしまを最大限に活用し、対馬の観光と産品をPRしていき、対馬の認知度の向上と交流人口の拡大、対馬産品の販路拡大を目指す。また、よりあい処つしまの経営状況の好転を図っていきたいとの説明でした。

今後の課題として、料理人の募集を昨年度より行っているが、なかなか応募がなく、また、応募していただいても賃金等で折り合いがつかず、採用に至っていないのが現状です。そこで7月より賃金の下限を19万円から23万円に引き上げたところ、応募が数件あり、面接を1件実施し、来年2月又は4月より働いて頂けるとの内諾をもらっているということあります。

少ない営業日でありながら皆さんの頑張りもあり、ある程度の売上が出ています。料理人を計画にそって4名雇用できれば、営業日を増やすことができるので売上も伸び、それに伴い健全な経営ができるものと考えているという説明でした。

委員からは、お客様に対馬産品の食材を堪能していただけるよう頑張ってくださいとの激励がありました。

【調査先3】北九州市役所 11月8日（金）午後2時30分～午後4時  
北九州市において宿泊税は、観光資源の魅力的向上及び情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、令和2年4月1日に施行されています。

宿泊税導入の経緯については、福岡県において、平成30年に更なる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たす役割、取り組むべき施策、施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、「福岡県観光振興財源検討会議」が設置され、同会議から県に対し観光振興財源として宿泊税の導入が適当である旨の提言がなされております。北九州市においても、令和元年6月に北九州市議会において、北九州市での宿泊税導入に関する決議が可決され、同時に外部有識者による「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」（以下、「調査検討会議」という。）において導入についての検討が開始されました。

「調査検討会議」では、先行事例の調査、宿泊事業者・旅行会社や宿泊者へのアンケート調査などを行った上で、課税要件や宿泊税の使途について検討が行われました。このような経過を経て、福岡県と調整の上で、令和元年9月に北九州市宿泊税条例案が可決・成立し、令和2年4月1日に、本条例が施行され、宿泊税が導入されました。

「調査検討会議」においては、観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上で収入を必要とする財政需要があるか、税以外に適当な手段がないか、導入した場合の目的、対象等から見て適當な税、期間であるかなどが議論され、次のような提言がなされています。

ア 北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適當である。

イ 宿泊税を財源とする観光振興施策については、宿泊税を財源とする取組の考え方として、①北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。②今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。③既存施策への単純な充当は行わない。の3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

ウ 税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすること。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである。

加えて、新たに宿泊税を導入するにあたっては、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えのもと、納税者や特別徴税義務者など関係者への丁寧な説明や必要な協議を行いながら制度構築を行うこと。宿泊者にとって新たな負担となる宿泊税は、その使途が明確であること。具体的にどのような事業に充当されたかを明らかにするなど、納税者に十分納得してもらった上で負担していただくことが重要であり、説明責任に応えていくこと。当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、検討する必要があり、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証することが特に必要であり、今後必要な措置を講じること。などが宿泊税制度の実施・運営にあたって求められました。

「調査検討会議」での議論を受け、北九州市では、北九州市宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税であり、納税義務者は、市内の宿泊施設に宿泊する者である。1人1泊あたり150円(市税分)の税率で課税され、福岡県が課する宿泊税がある場合は、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収として併せて行うものとする。宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とし、宿泊者から宿泊税を徴収し市に申告納入する特別徴収の仕組みが採用され、宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例が設けられています。

宿泊税の周知活動について、北九州市では、宿泊税条例で徴収方法は特別徴収と規定しており、宿泊者が納付すべき宿泊税は、特別徴収義務者である宿泊施設の経営者が徴収しなければならないこととされている。そのため、宿泊税の課税開始前に、宿泊施設経営者向けの事務の手引きを作成し、宿泊税の制度や事務の周知等を図るための説明会を開催することで、新税への理

解と協力得られるように努めています。一方で、実際に宿泊税を負担する宿泊者向けには、宿泊税の概要をお知らせするためのポスターやリーフレットなどを作成し、宿泊施設に、施設内におけるポスターの掲示やリーフレットの配置などについてご協力をいただいたということです。

なお、ポスターやリーフレットの広告物は、インバウンド向けに英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語などの最大12言語を作成されたということです。また、公共交通機関を利用する観光客やビジネス客に対し、宿泊税への理解を促進するため、各種広報周知を実施したということです。

委員から修学旅行生も課税の対象としている点について質問があり、市の「調査検討会議」でも意見が出たが、修学旅行生にもこれまで通り課税はするが、修学旅行の誘致促進策も含め、別の方針で還元するなどの検討をしてもいいのではないか模索しているということでした。

また、宿泊税を活用して、今後人手不足などの対応や宿泊施設のインフラ整備の一部支援ができるか検討しているという回答でした。

今回は3か所の現地視察調査をいたしましたが、本委員会としましてもさらなる調査研究を重ね、対馬市発展のため努力していきたいと思います。

以上、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

## ○有限会社 ひらやま



## ○対馬市福岡事務所



## ○北九州市役所

